

広島市告示第79号
令和8年2月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社優縁	訪問看護ステーション楓	広島市中区江波本町5番27-303号	令和8年2月28日	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社きらら	きらら訪問看護リハビリ	広島市安佐南区長楽寺一丁目3番3-401号	令和8年2月28日	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社SOCサポート	リハビリ訪問看護ステーションともに	広島市安佐南区伴中央二丁目8番7号	令和8年2月28日	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人社団あやめ会	医療法人社団あやめ会福原整形外科医院	広島市南区宇品西四丁目4番8号	令和8年2月28日	通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション
株式会社Seiwa	ショートステイハピネス	広島市安佐南区山本新町一丁目11番1号	令和8年2月28日	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
社会福祉法人平和会	短期入所生活介護事業所やすらぎの里	広島市佐伯区五月が丘四丁目15番6号	令和8年2月28日	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護